

令和 6 年度第 1 回千葉市環境影響評価審査会における委員意見と事業者見解

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
1	大気質	事業計画	準備書 2-24 頁、表 2-3-11 で、水銀の除去に活性炭を使うと記載がある。水銀の排出濃度は時間で非常に変わると思うが、活性炭の吹込み濃度をコントロールするのか。それとも、水銀除去のために常に一定量の活性炭を吹き込んでいるのか。さらに、活性炭の再生はできるのか。 安全のために一定量を常に吹き込んでおいて、もったいないが活性炭は回収しないという理解でよいか。	活性炭の吹込みによりバグフィルタにおいて、水銀を捕集除去しますが、活性炭は排ガス量に対し一定比率で吹込みます。バグフィルタで捕集された活性炭は、消石灰と反応した脱塩残渣やばいじん等と共に捕集されます。これらのバグフィルタで捕集された飛灰は、飛灰処理装置に搬送され、重金属固定剤(液体キレート)により混練処理し溶出防止を行った後、管理型最終処分場にて最終処分されます。 ご理解のとおりです。	
2	大気質	事業計画	資料 2 (※) 17 頁、知事の意見は、「最良の技術の導入により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減などを図ること」とあるが、これに対して「バグフィルタによる除去に加えて、触媒反応塔によるガス状ダイオキシン類の分解除去を行う」とあるが、技術的にこのようなものがあるのか。技術的にダイオキシンをこのように分解できるのか。	触媒反応塔によりダイオキシン類を酸化分解して除去する方法で、実績もあります。 本事業では、活性炭を吹込み、バグフィルタでダイオキシン類を捕集除去、さらに触媒反応塔で分解除去する計画です。 ※会議終了後、事業者から事務局経由で委員あてに参考資料を送付済み。	
3	大気質	予測・評価	資料 2 の 17 頁の知事意見に対する見解の事業計画(2)の塩化水素で、シミュレーションを行うときに「排出濃度を変えて基準を下回るようシミュレーションを行い」という記載だと、基準を下回るような条件で計算しただけと取られるのではないか。塩化水素の排出濃度を検討した結果、このような濃度であるから下回ることが確認できたということでない、これは単に数値を変えてうまくいっただけと読める。 シミュレーションを行うときに、濃度を下げたケースで計算を行って大丈夫ということか。	ご意見は、基準を下回ればいいのかという記載自体が、アセスの趣旨に反するのではないかと思います。もともと 122ppm という濃度で設定したものをどこまで下げることができるのかということについて、排気筒の高さを上げるなど、いろいろ検討をした上で、現計画の技術でいけるという判断で 75 まで下げています。記述としてどう記載するか、これは準備書で答えてしまっているもので、評価書を変えていいのかどうかというのはありますが、この形で来た経緯があります。基準を下回るだけというのは確かに表現がいかかが、ということはあると思いますが、そこまで下げてきているということは、低減しているということで評価していただきたいと考えています。 そのとおりです。	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
3	大気質	予測・評価	最初の計算ではアウトだったが、今回は大丈夫ということで、なぜ最初の濃度から下げられたのかというところをしっかりと教えていただきたい。	対策としては、煙突を高くする場合と濃度を下げる場合があります。濃度を下げるには、消石灰の投入量の調整での対応になりますが、それがどこまで下げれば目標とした指針値を下回れるか、例えば 120、80 など計算していく中で、75 で指針値を下回り、その濃度なら、現在の計画施設で対応できると判断しました。なお、これ以上、下げることも可能ですが、ランニングコストが余計にかかるので、民間事業としては厳しいという判断です。	
			下げた場合に可能性のあるところで計算して大丈夫ということで、実際の運用のときには、そのような条件で動かしてもらいたい。	承知しました。	
4	大気質	予測・評価	資料 2 17 頁の事業計画 (2) の回答で、「シミュレーションを行い」と記載されているが、シミュレーションを行うというのは、具体的に何をすることか。知事意見で求めているのは、「ダウンウォッシュ等の発生を抑制できるよう」と記載されているが、この「シミュレーションを行う」というのは、抑制をすることに対する様々な選択肢の検討ということではないのか。そのことについて、具体的に「シミュレーションをし」というのは何をすることか。	資料 2 の説明は、準備書 6-2 頁の (2) に記載した内容を非常に簡略化して示しているので、少し言葉足らずになっています。 知事意見の趣旨は、施設の配置や高さなどに配慮してくださいという意見ですので、大気質の予測（シミュレーション）の過程で影響が認められれば、その対策として施設計画や排出ガス濃度の変更を行うこととしています。そこで、実際の作業過程で、塩化水素の予測結果が、目標としていた指針値を上回っていたため、排出濃度の削減、排気筒の高度化の検討を行いました。その結果は、資料編に掲載してありますが、結果として、塩化水素の排出濃度を下げることで、対応しました。	
			ここで「シミュレーションをし」ということで、いくつかの選択肢を取り上げて、それについて濃度の予測をしたということか。	そのとおりです。	
			知事の意見は、「ダウンウォッシュの発生を抑制できるよう」と記載されているが、どのようにしたら抑制できるのかということについて、「事業者は何もしなかった」という回答でよいのか。	実質上そういうことです。	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
5	水質	予測・評価	準備書 8-124 頁で、降雨強度が 1 時間 10mm となっているが、工事期間は多分 5、6 年程度かかるので、期間内に大型台風が来るおそれがあるが、それへの備えは十分であるか。	降雨強度は、現在 10mm が都市計画の中での雨水排水の係数としてよく使われている数字で、それを採用しています。 確かに降雨強度は、特に最近は一ひどくなっていますが、そのような状態のときは、施工区域にシートをかけるなどの対策も取りますので、そのような降雨状況は想定していません。 また、年に 1、2 回程度のものよりは、工事中によく降る雨の中での予測であり、影響が持続的に続くような場合を想定して、10mm 程度を設定しています。 以前、ゴルフ場や大きな造成地での予測で降雨強度別にいろいろ設定したこともありましたが、そのような大規模開発で大きな影響が予測される場合と異なり、 <u>本事業は造成工事も小規模であり、土木工事期間は 1 年程度であることから、降雨強度の設定に問題はないと考えています。</u>	下線部は追記
6	水質	予測・評価	資料 2 34 頁で、「コンクリート工事におけるアルカリ性排水の影響は、極めて小さいと予測され、基準等を超過することはない」と記載されているが、pH は既に現時点で超過している。違うか。それとも排水基準のことか。	基準の設定において、確かに海域の pH が環境基準を超えていることを考慮していなかった面がありますので、基準等は修正する必要があると考えます。	
7	水質・水文環境	事業計画	湧水を外に出さないよう、くみ上げた水はピット内に戻すという話があったが、戻し方はどこに、ピット内の範囲に戻すのか。また、戻したところは、地下水が盛り上がるが、それによって海のほうに、あるいは外に出ないのか。 説明によると、このピット内の水を全部集めて処理すると記載されているが、計算された沈砂池の大きさでは足りないかもしれない。その備えが何かあれば教えていただきたい。	<u>ピット内の地下水は、ピット外の事業地内に戻します。したがって、その地点の地下水位は高くなりますが、ピット周辺の水位は低下しますので、水の量としては大きく変わらないと考えます。</u> 仮設沈砂槽等の大きさは、ケース・バイ・ケースで非常に難しい設定になりますが、土粒子の沈降試験の結果では、埋立地の土壌が細砂であることから、土粒子の沈降速度が非常に早かったので、仮設沈砂槽等もそれを見込んで、容量を計画しています。	下線部は追記
			それに関連して、資料 2 34 頁で、降った雨は必要な処理をした後に湧水とともに地下に注入することになっているが、先ほどの説明のように外に排出はしないと。地下注入、その分をどう備えるか。	地下水の地下への注入については、今回説明は省いていますが、監視計画の中で、実際に外へ流れ出すことがあるのかどうか、工事中に確認する計画です。その対策の実施状況や、実施したときの雨水や地下水の状況について、降雨時に実際に調査して確認するということを準備書 (10-2 頁) に記載しています。	
			シートを敷いて、直接触れないよう水はどこか別で処理して、注入する水の量を減らす。そのほうが工事上はやりやすいと思う。文章をそのまま読み取ると、結構大変なのではと思う。	ピットを掘削する場所だけなので、事業区域全体の 12,900m ² ではないということで可能であると考えています。	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
7	水質・水文環境	事業計画	33 頁の図に書いている工事の枠の中は、全部矢板を打っているのか。それとも、矢板を打っているところはもっと小さいか。工事対象地域は全て矢板で囲まれるということを考えているのか。ピットは。	33 頁の図に書いている工事の仮囲いは、鋼製の板ですが、騒音や粉じん、あるいは人の出入りを防ぐためのものであって、地上に設置するものです。ピット設置区域には、鋼矢板を地中に打ち込み止水壁を設置します。	下線部は追記
			止水壁の中の水をくみ上げ、それを地下に注入するということか。	<u>止水壁で囲まれた施工場所の地下水をくみ上げます。</u>	
			注入場所はピットの外か、中か。	外です。	
			外になった場合は、地下水を盛り上げているため、その結果、海のほうへ地下水が流出してしまう可能性はないか。	ピット掘削工事の位置は、準備書（2-5 頁）の赤く囲ったところは事業区域で、2-14 頁の平面図、断面図に示したピットの範囲が該当します。 地中に戻した地下水が海に流れ出すことがあるのかということですが、事業区域が埋立地の真ん中辺りにあるので、そういう現象にはならないのではないかと思います。 現状は地下 1m くらいに地下水位がありまして、降雨量に依存した水位変動をしています。地表面に降ったものが地中に入り、それが地下水となって周りに存在していると思いますが、地形が平坦であり顕著な流れを形成することはないと考えられるので、周辺への影響はないと考えています。	
8	水質・水文環境	事業計画	地下へ注水する方法はどのようなものか。非常に地下水位が高い場所のようなので、それを伺いたい。	<u>掘削工事における湧出水対策として、地下水位を掘削底より下げて工事するため、地下水揚水井戸を設置して、地下水位を低下させます。汲み上げた地下水は、別途設置する復水井戸から地中に戻します（揚水井戸で下げた地下水位より下に返す）。一部は循環する可能性はありますが、基本的には別々の場所で揚水・復水することになります。</u> なお、復水井戸から圧送等により地中に戻す計画ですが、今後、現地調査を行い、適正な排水方法を検討していきます。	下線部は追記
			そこに水を入れれば、当然その水がどこかへ流れていく。地下に注入したら、そこに留まるわけではなく、どこかへ流れていくことを考えたときに、コンクリ材料と接した水は、非常に高いアルカリ性になると思うが、それはどの方向へどの程度流れていくのか。	地下水をくみ上げて戻すということであり、外から持ってくる水ではないので、くみ上げればピット周辺の水位は下がるはずですが、同じ量なので収支は取れるはずですが、遠くのほうで戻せば、その地点に影響があるかもしれませんが、事業地内で流す分には、下がった分が戻るだけなので、質量的には増減はありません。したがって、一方的に水位が高くなって周りに流れ出すことはないと考えています。	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
9	水文環境	事業計画	地下構造物はないのか。その部分は地下水がなくなる。その影響はすごく小さいということか。	地下構造物としては、廃棄物ピットを建設します。周辺の地下水位は、地下水の注入により、高くなるかもしれませんが、汲み上げた分、ピットの周りが下がるということで、この区域全体としては、地下水の量は変わらず、影響は小さいと考えられます。地下構造物の設置により、地下水の流動に影響が生じるのではないかと懸念がありますが、ここは埋立地であり、平らで、水もほとんど流れないような状況になっていますので、地下水の遮断や分断など、そういう影響もないと考えています。	
10	騒音・振動	予測・評価	準備書 8-138 頁及び 189 頁で、建設機械の配置が騒音と振動で異なっている。振動発生源はバックホウ 3 台のみの予測であり、騒音発生源は振動発生源より多く配置されているが、これは振動が出ないという考え方でよいのか。	建設作業の騒音と振動で機械の使用台数、種類が違っていますが、振動では騒音源となっている機械のうち、振動の発生レベルが小さい機械を除いた機械だけを取り上げて示しています。	
			騒音・振動で、騒音のほうが多くの発生源が配置されているが、振動に出てこない発生源からは振動は出ないという理解でよいのか。	振動が出ないわけではないが、無視しても構わないというレベルの場合は省いています。	
			ゼロということはないが、無視できる範囲という理解でよいのか。	そのとおりです。	
11	超低周波音	予測・評価	資料 2 の 39 頁の超低周波音で、この施設の稼働で起こるレベルと思うが、現況が分からないため、どの程度増えるか分からないが、40 頁で、人が住んでいる住宅地から離れているからということで影響は極めて小さいという評価になっている。これは、人が住んでいるところに対しては人がいないからということかと思うが、実際には影響はあるが住んでいるところには影響がないということであれば、影響はあるがそのような住宅地には影響はないということで極めて小さい、ということではないのか。	超低周波音については、基本的にどの程度新しい施設で発生するかという物理量が予測できていませんが、類似施設の発電施設が近くにあるので、将来はそれに近い状況になるだろうと考えています。また、低周波音域の調査結果では 20Hz 以上の周波数帯域で心身に係る影響に該当する結果が出ており、これは計画施設周辺で将来もそうなるだろうと想定しています。したがって、対象事業実施区域周辺では影響があるレベルになると予測されますが、住宅地は 2km 離れているから影響はないという評価となっています。	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
12	悪臭	事業計画	準備書 2-27 頁の「(5) 悪臭防止計画」の臭気漏えいの防止で、「搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断する」という記載がある。一方で、準備書 8-226 頁の悪臭の予測結果の箇所には、「エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッター又は扉等で外部と遮断する」との表現があるが、どちらの表現が正しいのか。シャッターよりは自動扉のほうが漏れには安心できると思うが、計画概要の表現の中では読み切れなかった。24 時間稼働で、夜間の搬入もあると思うが、その辺りはどのようにコントロールするのか。	プラットホームの車両出入口には、シャッター式の扉とエアカーテンを設ける計画です。	
			準備書 8-226 頁の「エアカーテン等を設置し」というのはいいと思うが、「可能な限りシャッター又は扉等で外部と遮断する」は計画概要が揺れているみたいに読める。	プラットホームへの車両の出入りがない時は、基本的にシャッターを閉じておきます。車両が出入りする際のシャッター開閉時は、エアカーテンにより臭気の遮断を図る計画です。	
			「扉」という言葉が出てくるので、私はシャッターか自動扉のいずれかは決まっていないという判断をしたが、そこはどうか。そこはもうシャッターに決めたということか。シャッターだと上げ下げの時間にエアカーテンがついているから問題ないということか。車が近づいたら自動的に開く扉はつけないと。	シャッター開閉時の臭気対策として、エアカーテンを設ける計画です。	
			「高速」という表現で、例えば中の空気が漏れない、悪臭が漏れない、そのような心配がないかどうかを懸念している。	出入口扉を開けた時にエアカーテンが作動する計画です。	
			エアカーテンは常に吹いているということか。	開けたときはエアでカーテンするような形にしています。	
			エアカーテンとシャッターがついているから問題ないという理解でよいか。	ご理解のとおりで計画しています。	
13	景観	事業計画	建築計画の中で、工場棟が 25.8m、煙突が 35m とあるが、視点場から見たときの景観としてはほとんど見えないことと、海から見てもあまり見えないとはいえ、建物の色合いや素材などが既に決まっていたら教えていただきたい。工場地帯は 24 時間稼働されるということなので、夜間にどのような景色になっているのかなどが分かっていたら教えていただきたい。 海沿いということで劣化しやすい素材みたいなものも懸念されて、建築的に気にするところではないと思うが、きれいに維持できることが大事。	完全に海沿いにあり、人目につかない場所で、人の出入りもないところですので、例えば塗装関係で特別なことをやるとか、色に非常に配慮するような計画は、現在予定はしておりません。 補足として、準備書 (2-28 頁) に「環境保全計画」の中の「(2) 景観計画」を掲載しており、「計画建物等の色彩は、市原市景観計画の臨海工業地帯の建築物の誘導方針に準拠し、周辺の工場等の色彩と違和感のない色彩を採用する計画」として整合を取るようにしていきます。具体的な色はまだ決まっていません。	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
14	景観	概況調査	準備書 3-108 頁に、「主要な景観資源」という形で A、B、C が挙がっていて、C の京葉工業地帯は千葉県を代表するような文化的景観であるという記述がある。これに関しては、この準備書では特にチェックしないということになっていると思うが、その理由を説明していただきたい。 この記述は、陸からというよりは海からの景観についての記述だと理解しているが、千葉の港から出ている夜景クルーズなどもあるので、観光資源としても認識しているというのが最近の状況である。 今回の施設に関しては、海から見てもそこまで目立たないだろうと思うが、海からの視点というのがあるので、何か説明ができるのであれば、評価の中で説明をしていただきたい。	表 3-1-64 の中の「東京湾岸の京葉工業地帯」の右欄が空欄になっているということについては、これは個別に点として表現されていない領域としてあったので、特に記載はしないでおきました。どこからどこまでという線引きもないので、こういう形で表現しました。 検討します。	
15	廃棄物	事業計画	資料 2 10 頁の対象事業の内容で、産業廃棄物がロータリーキルンに入っていく、廃プラスチックなど基本的に可燃物を燃やすという話だが、記載されている産業廃棄物だと燃えないものも結構入っていると思う。これは間に選別が入るのか。	対象物であくまで燃やせるものとして想定しているのは、資料 2 の 8 頁にあります廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず等になります。 10 頁に燃やすことが困難なものを記載している理由としては、今回の処理対象物は、主にタケエイの破碎選別施設から入ってくる可燃性残渣になります。これらは建設廃棄物由来のもので、選別作業を行っていても取り切れなかった、例えば金属くずやガラスくずといったものが可燃物に混合してしまう可能性はあります。したがって、廃棄物の処理の許可上ではこのような項目が入るので、それを記載しています。実際にはこれらの量はかなり極少で、それらの量については準備書 (2-8 頁) にも書いてあるとおりです。	下線部は追記
16	廃棄物	事業計画	資料 2 14 頁の「廃棄物受入計画等」で、車両台数が約 40 台や 140 台と記載されているが、これは 2t トラックや 4t トラックなのか。何 t トラックかによってかなり量が変わってくると思われる。 いろいろな経路で、いろいろなタイプのものが延べ 140 台ということか。	タケエイからの荷物が多いというお話をしましたが、約 3 分の 2 がタケエイの中間処理工場、あとは、隣接する破碎選別施設から入る予定としています。 焼却施設に入るトラックとしては、10t トラックが主な車両になります。この破碎選別の 140 台というのは 4t トラックです。10t トラックもあるのですが、一番多いのは 4t トラック、それと 2t トラックという車両で、現場から直接搬入されるものです。この焼却施設のほうは、中間処理工場で処理された後の可燃物等を運んでくるものが多いことから、10t トラックでの搬入が多いということになります。 そのとおりです。	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
17	廃棄物	事業計画	準備書 2-15 頁の表 2-3-4 に「処理方式の概要」で、800℃以上で完全燃焼され灰はほとんど出ないと理解しているが、搬出車両で 1 日約 20 台や 40 台程度出てしまうものなのか。	焼却施設への搬入と同じように、10t トラックで搬出する計画です。灰の搬出ですが、大体これぐらいの台数で推移すると見込んでいます。	
			灰について準備書 2-16 頁では、主灰や飛灰の処理物は場外へ搬出すると。この搬出された灰は、最終的にはどうなるのか。処分方法は。	基本的には、産業廃棄物の管理型最終処分場に運び込んで処分するという事で検討しています。埋立処分がメインになります。	
18	廃棄物	事業計画	廃棄物の搬入、それから屋外への搬出でトラックを使用する計画だが、立地的に海に面しているため、船舶での搬出、搬入を行うことは考えていないのか。	船舶による輸送は、想定ではありましたが、やはり港湾を廃棄物の運搬などに使うのは非常に多くのハードルがあり、港湾の許可も必要になります。 また、集めてくる廃棄物は、あくまで関東圏、首都圏などを中心にしていますので、今回は車両による運搬で統一しています。	
19	廃棄物	予測	準備書 8-260 頁、表 8-8-2 に工事に伴う廃棄物の有効利用率が記載されているが、この数値はどのような考え方で設定されたのか。特に、混合廃棄物や廃石膏ボード、紙くず、廃プラスチックなど、有効利用率の数値が低いものがいくつかあるが、この妥当性を判断するのに、準備書の中では「指針等を参考にした」と書いてあるため、隣の列に指針等の根拠を示していただければ理解しやすい。	廃棄物の有効利用率につきましては、実績として 100%あるものは 100%としています。混合廃棄物や廃石膏ボード、紙くず、廃プラスチックなどについては、施工業者による提供データを利用しています。評価書では、有効利用率の出典をわかるように記載を検討します。	
20	温室効果ガス等	予測	資料 2 55 頁で「温室効果ガス削減量」と記載されており、これは発電量を CO ₂ 換算したと思うが、その計算の考え方を教えていただきたい。	準備書 (8-271 頁) の表 8-10-5 の最下段の余熱利用量に、発電量として 6,700 万 kWh/年の数字が記載してあり、これが活動量となります。表 8-10-6 の「排出係数」は、最新の東京電力の排出係数を採用したので、0.000457 t-CO ₂ /kWh となり、これらを乗じると、表 8-10-9 (8-272 頁) に示した 31,007 t-CO ₂ /年となります。	
			「燃料の使用」に A 重油が使われているが、A 重油の分は抜いているのか。	A 重油は、炉立上げ立下げ用の使用量を示します。通常運転時 (発電時) は、A 重油は使用しない計画です。	
			A 重油の分は、計算していないということか。	表 8-10-5 (8-271 頁) の A 重油使用量 122kL/年が、炉立上げ立下げ用および非発保守点検用に使う量として、温室効果ガス発生量に加算しています。	
			発電量の部分からその燃料の部分を除いているということか。	発電時は、A 重油を使用しない計画です。	
			この数値は、現時点の数値か。	表 8-10-6 の出典として、出典 2 に「電気事業者別排出係数」とあります。この資料は令和 5 年 12 月の資料です。	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
21	温室効果ガス等	事業計画	施設で発電した電気は外部に売電する計画か。 この計算でいくと、焼却施設ができると、カーボンニュートラルではなくて、いわゆるカーボンマイナスになるということで、あちこちにつくったほうがいいみたいな話になる。その辺の数値については、十分に検討しておいていただきたい。	電気の使い道ですが、第一にこちらの焼却施設を動かすための場内動力として利用します。余った分に関しては、同じ敷地のすぐ近くに別途計画している破碎選別事業、また、もう一つ、株式会社タケエイで計画している事業も近接地にあり、その2施設に優先的に余剰電力を販売する計画です。それでも余った分がありましたら、外部に販売する形で考えています。 【審査会後の事業者の見解】 <u>施設の稼働に伴う温室効果ガスの算定過程をチェックしたところ、計画施設の稼働に伴う活動量のうち産業廃棄物の活動量が過少に算定されていたため、別紙のとおり修正します。</u> <u>再度、予測評価した結果を評価書へ反映します。</u>	下線部は追記
22	その他	事業計画	準備書 2-17 頁及び 2-24 頁で、「煙突」という言葉を使わないで「排気筒」という言葉を使っているが、これは何か理由があるのか。同じ準備書の中で、悪臭の予測評価では「煙突」という言葉が出てくるため、統一したほうがいいのではないかと。 「排気筒」を建築物の用語として使うと。廃棄物処理施設という「煙突」を使うことが多いと思うが、「排気筒」という言葉を使わなければいけない背景は何かあるのか。	排気筒は、排ガス処理設備架構に付随して設置し、独立して設置しない計画であることから、“排気筒”という名称にしています。 “煙突”と記載ある箇所は、“排気筒”に訂正し統一します。 今後、工事を実際に着工するに当たっての建築確認申請の際に、どの部分が建築物・工作物に該当するのか、実際の建築物と施設の中の設備の部分を明確に分けていないと、今後の許認可の中で誤解を招く可能性があるということを、自治体から指摘されましたので、今の時点から「排気筒」という名前で統一しています。	
23	その他	事業計画	資料 2 13 頁にロータリーキルンの燃焼温度と「排ガス処理」が記載されているが、排ガス温度を教えてください。 「排ガス処理」と記載された温度は 800℃か。	ロータリーキルン出口ガス温度は、900℃～1,000℃程度になります。その後、燃焼ガスは二次燃焼室において燃焼ガスを 800℃以上、2 秒以上滞留させて完全燃焼させます。 二次燃焼室出口（「排ガス処理」と記載ある入口側）ガス温度は約 800℃程度です。	
24	その他	事業計画	資料 2 11 頁の「対象事業の内容（土地利用計画図）」の中で、緑地が 1,300m²と記載されているが、これは既存の緑地ということか。	事業区域は一旦整地され、新たに緑地として整備する計画です。植栽計画については、今詳細を検討中です。この辺りは工場地域の中ではありますが、周囲の植生の環境など配慮すべきものがあれば、そのようなものを取り入れた緑地にしたいと考えています。	

※第 1 回審査会の資料番号。第 2 回審査会では資料 1-2 で同じ資料を添付している。

8-10 温室効果ガス等の修正

表 8-10-5 計画施設の稼働に伴う活動量

項目		活動量	備考
産業廃棄物の焼却	廃プラスチック類	51,794 t/年	
	紙くず等	50,709 t/年	紙くず、木くず、繊維くず、動物系固定別不要物、動植物性残渣、動物の死体
	ゴムくず	2,048 t/年	
	廃油	24 t/年	
	汚泥	8,070 t/年	
	感染性廃棄物	843 t/年	
燃料の使用	A 重油	122 kL/年	炉立上げ立下げ用、非発保守点検用
電気使用量		12,711,000 kWh/年	計画施設での電力消費量
余熱利用量		67,848,000 kWh/年	発電量

表 8-10-8 計画施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量

項目		温室効果ガス	地球温暖化係数	温暖化ガス種別排出量	CO ₂ 排出量 (tCO ₂ /年)
産業廃棄物の焼却	廃プラスチック類	CO ₂	1	142,951 tCO ₂ /年	142,951
		CH ₄	28	0.41 tCH ₄ /年	12
		N ₂ O	265	0.78 tN ₂ O/年	206
	紙くず、木くず、繊維くず、動物系固定別不要物、動植物性残渣、動物の死体	CO ₂	1	7,302 tCO ₂ /年	7,302
		CH ₄	28	12 tCH ₄ /年	327
		N ₂ O	265	3.9 tN ₂ O/年	1,035
	ゴムくず	CO ₂	1	3,359 tCO ₂ /年	3,359
	廃油	CO ₂	1	70 tCO ₂ /年	70
		CH ₄	28	0.00010 tCH ₄ /年	0
		N ₂ O	265	0.0015 tN ₂ O/年	0
	汚泥	CH ₄	28	0.012 tCH ₄ /年	0
		N ₂ O	265	0.80 tN ₂ O/年	212
	感染性廃棄物	CH ₄	28	0.19 tCH ₄ /年	5
		N ₂ O	265	0.065 tN ₂ O/年	17
燃料の使用	A 重油	CO ₂	1	336 tCO ₂ /年	336
電気使用量	東京電力	CO ₂	1	5,809 tCO ₂ /年	5,809
合計		—	—	—	161,641

イ. 環境保全措置の効果

計画施設の稼働により発生する温室効果ガスの発生量、削減量及び削減量を考慮した発生量の予測結果は、表 8-10-10 に示すとおりである。

計画施設の稼働による温室効果ガス発生量は 161,641tCO₂/年と予測されたが、余熱利用による削減量 31,007tCO₂/年を考慮すると、温室効果ガスの排出量は 130,634tCO₂/年(80.8%)に抑制される。さらに、本事業により採用する設備機器については、省エネルギー型の機器の採用に努めることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されていると評価する。

表 8-10-10 温室効果ガスの発生量、削減量

項目	CO ₂ 発生量・削減量 (tCO ₂ /年)
計画施設の稼働による温室効果ガス発生量	161,641
余熱利用による温室効果ガス削減量	31,007
削減量を考慮した温室効果ガス発生量	130,634